## 「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

新	旧
投資信託等の運用に関する規則	投資信託等の運用に関する規則
第1編 総 則 (略)	第1編 総 則 (同 左)
第1条~第2条の3 (略)	第1条~第2条の3 (同 左)
(流動性リスク管理態勢の整備) 第2条の4 公募投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12 条第1号及び第2号に定めるものを除く。以下本条において同じ。)を設 定している委託会社等(投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社 及び同法第47条に規定する委託者非指図型投資信託の受託者となる信託 会社等をいう。以下本条において同じ。)は、金融商品取引業等に関する内	<u>(新 設)</u>
閣府令(平成19年府令第52号、以下「金商業等府令」という。)第130 条第1項第8号の3又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 271条第1項第10号に定める合理的な措置を講ずるため、以下の各号に掲	
げる事項を踏まえた社内規則等(以下本条において「流動性リスク管理規程等」という。)を定め、必要な態勢(以下本条において「流動性リスク管理態勢」という。)の整備を行うものとする。委託会社等が流動性リスク管理規程等に基づいて構築する流動性リスク管理態勢は、公募投資信託の商	
品設計の段階から償還までの過程における投資信託の規模、保有資産に係 る売買条件等の性質、投資戦略、証券会社、登録金融機関等の販売取扱い	

f

窓口の属性、想定される投資家の特性、設定及び解約の条件、商品特性、 市場動向及び市場環境並びにそれらが流動性リスクに与える影響やストレ ステストの結果(以下、本条において総称して「諸状況等」という。)等を 踏まえたものとする。

- (1) 流動性リスクの管理プロセス
- イ 流動性リスクの評価
  - ① 公募投資信託の商品設計の段階から償還までの各過程を通じて、諸 状況等を考慮した上で、個別の公募投資信託の投資対象資産の流動性 リスクを評価すること。
  - ② 公募投資信託の財産に、他の投資信託証券等を含む場合には、必要に応じて、当該他の投資信託証券等における流動性リスクの管理プロセスにかかる必要な情報や間接的に保有している原資産の流動性リスクを考慮し、投資信託の流動性リスクを評価すること。

## ロ モニタリング

① 個別の公募投資信託に係る流動性リスクに基づく階層分類の設定及び保有基準の策定

個々の公募投資信託の保有資産について、流動性の程度に応じて階層に分類し、最も流動性が高い階層の閾値の下限と最も流動性の低い階層の閾値の上限を定めること。原則として以下の階層の分類(売却可能日数や条件を勘案した区分)を設けること。なお、委託会社等の判断により以下の分類方法と異なった分類を採用する場合には、その概要について自社のホームページにおいて公表すること。

I 高流動性資産:・・・・・マーケットインパクトを考慮しても売却可能日数が最大3営業日以内と合理的に判断されるもの

旧 Ⅱ 中流動性資産: ・・・・・ マーケットインパクトを考慮して売却可能 日数が4営業日から7営業日以内と合理的に判断されるもの Ⅲ 低流動性資産:・・・・・マーケットインパクトを考慮して売却可能 日数が8営業日以上かかると合理的に判断されるもの Ⅳ 非流動性資産:・・・・・・売却可能日数が8営業日以上かかり、か つ顕著なマーケットインパクトが生じると合理的に判断される もの ② 個別の投資信託に係る流動性リスクのモニタリング 委託会社等は、商品特性や設定・解約の条件等に応じて、各投資信託 の各階層の比率について定期的に適切な頻度でモニタリングを実施 し、そのモニタリング方法や結果等について証跡を保存すること。 ③ 上限・下限保有比率超過確認時の報告等 委託会社等が行っているモニタリングにおいて、①に基づいて個別 の投資信託に設定した保有比率の上限を上回っていること、又は下限 を下回っていることが確認された場合には、社内規則で定められた手 続き等により、社内において運用指図の執行状況等について監督等を 行っている会議体等(取締役会や運用委員会等。以下「取締役会等」と いう。以下本条において同じ。)の適切な報告先に報告するとともに、 必要に応じてさらに詳細な流動性分析を実施し、受益者への情報の提 供やポートフォリオの変更の検討等、適切な対応を取ること。 ハ ストレステスト 公募投資信託の規模、保有資産の性質、投資戦略、証券会社、登録金 融機関等の販売取扱い窓口の属性または想定される投資家の特性、設

定・解約の条件等を勘案した上で、ストレステスト実施を定める社内規

新 旧

則を策定し、この規定に基づいて自社が設定する公募投資信託について、必要に応じてかつ定期的にストレステストを実施し、状況に応じて 更に詳細な流動性分析を実施し、ポートフォリオの変更の検討等、適切な対応を取ること。

ニ コンティンジェンシー・プラン

<u>公募投資信託にかかる流動性に関する緊急時対応策(コンティンジェンシー・プラン)を策定し、その有効性について適宜検証し、必要に</u>応じて新たな流動性リスクへの対応手段の追加等を検討すること。

ホ 流動性リスクの管理プロセスの定期的見直し

流動性リスク管理責任者は公募投資信託の流動性リスクの評価と管理につき、これを定めた社内規則等や利用している分析ツール、緊急時対応策等の有効性を少なくとも年に1回以上検証し、必要に応じて所要の措置を講じること。

(2) 取締役会等による監督

取締役会等は、流動性リスク管理を適切に実施することを確保し、流動性リスク管理態勢が適切で効果的であるかどうか等について、細則で定める措置を講じることにより、自社の管理態勢について適切に監督すること。

(3) 受益者等への開示

<u>委託会社等は自社が設定している公募投資信託において、投資信託</u> 財産で保有している資産の流動性が極端に低下したこと等により追加 設定や一部解約を停止した場合には、速やかに自社のホームページそ の他の方法にて、当該事象が生じていることや今後の見通し等につい て開示すること。

新	旧
(4) 記録の保存	
流動性リスク管理態勢が有効に機能していることを示す証跡を過去	
<u>7年間分、保存すること。</u>	
第3条~第8条 (略)	第3条~第8条 (同 左)
(一括発注の運営等)	(一括発注の運営等)
第8条の2 1~4 (略)	第8条の2 1~4 (同 左)
5 委託会社は、一括発注を行う場合には、次に掲げる事項を遵守するものと	5 委託会社は、一括発注を行う場合には、次に掲げる事項を遵守するものと
する。	する。
(1) 運用部門及び発注部門は、これを分離すること	(1) 運用部門及び発注部門は、これを分離すること
(2) 次に掲げる事項又は書面のうち、イ及びロに掲げる事項については、金	(2) 次に掲げる事項又は書面のうち、イ及びロに掲げる事項については、金
<b>商業等府令</b> 第 181 条第1項第4号において準用する第 157 条第1項第 17	融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年府令第52号、以下「金商業
号二に規定する発注伝票(第171条第3項第1号において発注伝票に添付	<b>等府令」という。)</b> 第 181 条第 1 項第 4 号において準用する第 157 条第 1
することとされている当該発注伝票の記載事項を明らかにした書面を含	項第17号ニに規定する発注伝票(第171条第3項第1号において発注伝
む。)に記載若しくは当該イ及びロに掲げる事項を記載した書面を添付す	票に添付することとされている当該発注伝票の記載事項を明らかにした
るものとする	書面を含む。)に記載若しくは当該イ及びロに掲げる事項を記載した書面
	を添付するものとする
(以下略)	(同 左)

新	旧
<u>附 則</u>	
この改正は、令和4年1月1日より実施する。	
ただし、第2条の4第1号については、委託会社等においてシステムの構	
築等における自社の状況等を踏まえた合理的な実施計画を策定し、当該実施	
計画に定めた完了期日までに実施することとする。	
なお、各委託会社等の判断により、実施日前に改正後の規定を適用するこ	
<u>とを妨げない。</u>	